

事業対象となる堆肥について

○肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき、生産・販売に係る届出済みのものであること。

○堆肥は主要な成分の含有量や原料など表示の基準となるべき事項が定められています。

(堆肥の表示例)

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	京都牛ふんパワー
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	京都府
表示者の氏名又は名称及び住所	株式会社 京都〇〇 京都府〇〇市〇〇〇〇
正味重量	25 キログラム
生産した年月	令和3年2月
原料	牛ふん、もみ殻、稲わら
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
備考：2	腐熟を促進するために尿素を使用したものである。
<u>主要な成分の含有量等</u>	
窒素全量	1.8%
りん酸全量	2.0%
加里全量	1.0%
炭素窒素比	30

表題が「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」（「肥料取締法律に基づく表示」）であること。

※「特殊肥料」と表示されたものは堆肥ではありません。

「肥料の種類」が「堆肥」であること。

表示は包装（袋）に記載するか、バラ渡しの場合は記載した紙を交付等することとなっています。

○肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

ロ (36)堆肥

（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたもの）に限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

注意：次のものは国内産堆肥ではありませんので、**本事業の対象外**です。

- ・混合堆肥複合肥料（「エコレット」など） ・乾燥けいふん ・けいふん燃焼灰
- ・堆肥入りの培地や培土 ・炭 ・微生物資材 ・腐植酸 ・腐植酸入り肥料（「アヅミン」など）
- ・グアノ ・都道府県登録の有機質肥料（乾燥菌体肥料など） ・汚泥肥料 ・腐熟してないもみ殻やわら
- ・その他、堆肥以外の特殊肥料（魚かす、米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、草木灰、くん炭肥料、家きん加工くず肥料、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、貝殻肥料、貝化石粉末 など）

市販品の堆肥の表示例

(肥料袋に印刷されている。バラ渡しの場合は同内容を記載した紙を交付することとなっている。特殊肥料の品質表示基準を定める件 平成12年8月31日 農林水産省告示第1163号)

